

処分基準

アートプラザ指定管理者

規定の名称	処分の事項	設定年月日
アートプラザ条例	使用許可の取り消し	平成 19 年 3 月 31 日
1 根拠条例 第 9 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止させることができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。 (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 関連条項（アートプラザ条例） (使用の許可) 第2条アートプラザを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。 (使用権の譲渡等の禁止) 第6条使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (使用の不許可) 第8条指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、アートプラザの使用を許可しない。 (1) 使用の目的がアートプラザの設置の趣旨に適合しないと認められるとき。 (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 建物、設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (5) 管理上支障があると認められるとき。 (使用者及び入場者の遵守事項) 関連条項（アートプラザ条例施行規則） 第7条アートプラザの使用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。 (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (2) 許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。 (3) 許可なくして、壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立て看板等を取り付けないこと。 (4) その他職員の指示する事項 2 使用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。 (1) 建物、設備、器具及び展示品等(以下「建物等」という。)を汚損し、き損し、若しくは滅失し、又は入 場者に建物等を汚損し、き損し、若しくは滅失させないこと。 (2) 収容人員は、当該施設の所定人数を超えないこと。 (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。 (4) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。		

2 審査基準

指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止させることができる。この場合において、利用者が損害を受けても、指定管理者はその責めを負わない。

1 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（１）条例第６条に規定する使用权の譲渡等の禁止に違反したとき。

（２）条例施行規則第７条第１項及び第２項に規定する使用者及び入場者の遵守事項に違反し、職員の指示に従わないとき。

2 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。

（１）許可申請書に虚偽の記載をしたとき。

（２）許可申請書に記載した使用目的以外に使用したとき。

（３）条例第２条第２項の規定により条件を付した場合において、当該条件に違反したとき。
前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（１）条例第８条に規定する理由が生じたとき。（使用許可に係る審査基準を準用）

処分基準

アートプラザ指定管理者

規定の名称	処分の事項	設定年月日
アートプラザ条例	入場の制限	平成 19 年 3 月 31 日

1 根拠条例

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 建物、設備、器具及び展示品等を汚損し、又はき損するおそれがある者
- (2) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

関連条項（アートプラザ条例）

（使用の許可）

第2条アートプラザを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第6条使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の不許可）

第8条指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、アートプラザの使用を許可しない。

- (1) 使用の目的がアートプラザの設置の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物、設備及び器具等をき損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。

（使用者及び入場者の遵守事項）

関連条項（アートプラザ条例施行規則）

第7条アートプラザの使用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可なくして物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (3) 許可なくして、壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立て看板等を取り付けないこと。
- (4) その他職員の指示する事項

2 使用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 建物、設備、器具及び展示品等(以下「建物等」という。)を汚損し、き損し、若しくは滅失し、又は入場者に建物等を汚損し、き損し、若しくは滅失させないこと。
- (2) 収容人員は、当該施設の所定人数を超えないこと。
- (3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (4) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

2 審査基準

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場者を拒み、又は退場を命ずることができる。

- 3 建物、設備、器具及び展示品等を汚損し、又はき損するおそれがある者
 - (1) ガソリン、火薬類等の引火又は爆発のおそれのある危険物を持ち込む者
 - (2) スパイス靴を使用して館内に入場する者
- 4 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者
 - (1) 飲酒して泥酔状態の者
 - (2) 館内で大声や悪臭を出し、他人に迷惑をかける者
 - (3) 犬、猫等のペット類を携行している者
 - (4) 刃物や銃等の他人に危害を及ぼすおそれのある物を携行している者
- 5 伝染病の疾病がある者
 - (1) 伝染病予防法第1条、第2条に該当する者
- 6 管理上必要な指示に従わない者
 - (1) 条例施行規則第7条第1項に規定する入場者の遵守事項に違反し、職員の指示に従わない者